

横須賀市報

号外第 21 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次	
条 例	
◇行政組織条例中一部改正	1
◇ヴェルニー公園飲食・物販店舗整備運営事業者選考委員	

会条例	〃
◇職員給与条例中一部改正	〃
告 示	
◇令和3年度横須賀市一般会計補正予算(第6号)について	2

本号で公布された条例のあらまし

○行政組織条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 行政課題に対して、より機動的かつ効率的に取り組むため、1局を新設する。
- 2 施行期日 令和3年8月1日

○ヴェルニー公園飲食・物販店舗整備運営事業者選考委員会条例(条例第52号)

- 1 ヴェルニー公園内に設置する飲食・物販店舗の設計、建設及び運営を行う事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置するヴェルニー公園飲食・物販店舗整備運営事業者選考委員会について必要な事項を定める。
- 2 施行期日 令和3年8月1日

○職員給与条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 職員の職務の分類の基準となるべき標準的な職務の内容に、局長の職務を定める。
- 2 施行期日 令和3年8月1日

条 例

行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年7月28日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第51号

行政組織条例の一部を改正する条例

行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 前項第8号から第11号までに規定する部の分掌事務を、総合かつ横断的に取り組むことにより効果的に処理するため、民生局を置く。

第2条列記以外の部分中「前条の規定による」を「前条第1項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

ヴェルニー公園飲食・物販店舗整備運営事業者選考委員会条例をここに公布する。

令和3年7月28日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第52号

ヴェルニー公園飲食・物販店舗整備運営事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 ヴェルニー公園内に設置する飲食・物販店舗の設計、建設及び運営を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、ヴェルニー公園飲食・物販店舗整備運営事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市職員

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(守秘義務)

第6条 委員(委員の職を退いた者も含む。)は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月28日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第53号

職員給与条例の一部を改正する条例

職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

第21条 削除

別表第4第1項の表8級の項中「部長」を「局長又は部長」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第166号

令和3年度横須賀市一般会計補正予算（第6号）は、7月21日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和3年7月28日

横須賀市長 上 地 克 明

令和3年度横須賀市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度横須賀市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ755,940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,907,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		30,289,458	544,000	30,833,458
	2 国庫補助金	10,345,889	544,000	10,889,889
20 繰入金		5,235,423	136,070	5,371,493
	1 基金繰入金	5,232,299	136,070	5,368,369
21 繰越金		307,350	870	308,220
	1 繰越金	307,350	870	308,220
23 市債		24,328,500	75,000	24,403,500
	1 市債	24,328,500	75,000	24,403,500
歳入合計		161,151,560	755,940	161,907,500

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		15,587,580	870	15,588,450
	1 総務管理費	12,673,775	870	12,674,645
8 商工費		2,982,260	680,070	3,662,330
	1 商工費	2,982,260	680,070	3,662,330
11 教育費		16,387,912	15,000	16,402,912
	8 社会教育費	1,995,929	15,000	2,010,929
12 災害復旧費		150,000	60,000	210,000
	2 土木施設災害復旧費	135,000	60,000	195,000
歳出合計		161,151,560	755,940	161,907,500

第2表 地方債補正
変 更

（単位 千円）

起債の目的	区 分	限 度 額
図書館整備事業費	補正前	59,400
	補正後	74,400
公園災害復旧事業費	補正前	5,000
	補正後	65,000